

議会だより

編集▼議会だより編集委員会

平成26年度一般会計補正予算(第1号)など11議案を審議

平成26年第2回朝霞市議会定例会は、6月5日から6月27日までの23日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から11議案が提出され、慎重に審議した結果、11件の議案を可決・承認・同意しました。

また、議員提出議案が3件提出され、2件の議案を原案のとおり可決し、1件の議案を否決しました。議案の件名と要旨は、次のとおりです。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(朝霞市税条例の一部を改正する条例)
 地方税法の一部改正に伴い、朝霞市税条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めるものです。

承認(全会一致)



議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方税法の一部改正に伴い、朝霞市都市計画税条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めるものです。

承認(全会一致)

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法の一部改正に伴い、朝霞市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めるものです。

承認(全会一致)

議案第36号 平成26年度朝霞市一般会計補正予算(第1号)

補正額は、1億753万3千円の増額で、予算総額は、359億1753万3千円となります。

た。

歳入の主なものは、国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額、繰入金金は財政調整基金繰入金を増額、市債は浜崎放課後児童クラブ保育室建設事業債などを増額しています。

歳出の主なものは、社会保障・税番号制度による電算システム改造委託料やプール事故防止等検討委員会委員報酬などを新たに計上するほか、公共工事設計労務単価の上昇に伴い、庁舎施設耐震補強工事設計委託料や浜崎放課後児童クラブ保育室建設工事、ごみ焼却処理施設運転管理委託料、既存農園整備工事、公園管理委託料を増額しています。

議案第37号 朝霞市税条例の一部を改正する条例
 地方税法の一部改正に伴い、新たに地方法人税が創設され、法人市民税の法人税割税率の引き下げを行うものです。

また、原動機付自転車、二輪の軽自動車等に係る標準税率を引き上げ、三輪以上の軽自動車に対して、新たに重課税率を課すものです。

さらに、今回の改正との均衡

を踏まえ、小型特殊自動車の標準税率を改正するものです。このほかに、公的年金等の所得に係る個人市民税の特別徴収について、年間の特別徴収額の平準化を図るほか、対象者が市外に転出した場合、一定の要件の下、特別徴収を継続するものです。

議案第38号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、行政手続条例の適用除外規定の見直しを行い、処分に係る理由の提示を義務化するほか、金融所得課税の一体化等の見直しについて条例を整備するものです。

議案第39号 朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、退職報償金支給額の引き上げを行うものです。

原案可決(全会一致)

議案第40号 朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

墓地等の管理および運営が公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行われるようにするため、墓地等の経営の許可等について、設置場所や施設の基準を強化するとともに、立入調査、許可後の施設の基準等に係る違反に対する勧告等について、新たに規定するものです。

原案可決(賛成多数)

議案第41号 朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例

健康増進センターのリハビリプールにおける死亡事故の原因等を究明・検証し、再発防止に向けた方策の提言を行うことを主な事務とする朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決(全会一致)



議案第42号 財産の取得について

取得する財産は、消防団デジタル無線通信設備の車載型無線機を10台、携帯型無線機を12台および受令機を11台購入するものです。

原案可決（全会一致）

議案第43号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

任期満了に伴い、新たに次の方を選任することに同意を求めるものです。

橋本 正彦さん

同意（全会一致）



※掲載内容は第2回定例会時点でのものです。

議案審議

議案第36号 平成26年度朝霞市一般会計補正予算（第1号）

予算の補助資料の公開

黒川滋議員 予算が承認されると、行政が広い裁量権を持

ちます。それなのに、補正予算の積算根拠や根拠条例を説明する資料が提供されていません。

説明資料も無く提案し承認を求める姿勢でよいのでしょうか。

埼玉県は予算調書をホームページで公開しています。根拠法・条例・要綱や、積算根拠など掲載されています。

朝霞市は今後も予算の審議にあたり、根拠法令や積算根拠などの情報提供はしないのでしょうか。

総務部長 現在、補正予算の資料として、議案の概要のほか、自主財源・依存財源調、歳出性質別分析調、基金の現在高状況調、委託料の内訳を提出しています。

県において、政策的事業について予算見積書をホームページで公表していることは、承知しておりますが、議会に対して提出するというよりも、事後においてホームページに掲載しているものです。

資料の提出については、他の市の状況を参考として適切に対応していきたいと考えています。

マイナンバー制度におけるプライバシー保護の仕組み

小山香議員 社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度（国民一人ひとりに12桁の番号を割り当て、氏名、生年月日、所得、税金などの個人情報を、その番号で一元管理する「共通番号制度」）は、それによって市民のプライバシーが簡単に侵害されはしないかとの危惧がある。マイナンバー制度には、プライバシーを保護する仕組みや市民が自分のマイナンバーに対する不正アクセスの有無を確かめるための方法が必要と考えるが、いかがであるか。

市長公室長 制度上の保護措置としては、利用範囲、情報連携の範囲を法律に規定して目的外利用を禁止していること、また、なりすまし防止のためには本人確認を厳しく行うように定義していること、システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施を義務づけていること、特定個人情報保護委員会による監視・監督を行うこと

法律上罰則の強化を行っていること、また、特定個人情報のアクセス記録を本人がみずからマイポータルというシステムの中で確認できる仕組みを構築することなどです。

また、システム上の安全措置として、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり各行政機関等が分散管理するシステムを継続していくこと、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を行うことで、個人情報の漏えいの防止を図るなどの対策を講じていると伺っています。

現状の市の保有する個人データについての閲覧履歴、職員がどういった方の履歴を閲覧したかという履歴の関係については、財産管理の電算部門で閲覧履歴を保存している範囲内では、それを調査、自己情報の開示請求等に対応できるような体制をしいているところです。

プライバシーの侵害や犯罪利用の懸念

山口悦議員 社会保障・税番号制度システム整備、いわゆる国民総背番号制は、民主党政権が提出し、安倍政権が

さらに改悪して、昨年5月に、自民、公明、民主、みんな、維新などの賛成で成立しました。重大問題は、国民に個人番号を付け、個人情報を簡単に照合できる仕組みをつくることで、プライバシーの侵害、なりすましなどの犯罪の常態化の懸念があること。初期投資だけでも3千億円となるが、費用対効果は明確にされていない。システムは市民に対する税などの徴税強化や社会保障給付の削減の手段として使われるのではないか。

市長 マイナンバー制度は、社会保障や税の負担の公平化が図られること、行政事務の効率化が図られること、添付書類の省略など、住民等の利便性が向上するといった効果が期待できると思います。この制度については、まだ未成熟、未成熟であるとは私も理解していますが、法令に定めがあることから、導入することが適切であると考えています。プライバシーの漏えいについては、しっかりと制度設計をしていただきたという考えを、国に伝えたいと思います。

市長公室長 社会保障・税番



号制度は、従来よりも正確な情報に基づいて税の負担や社会保障の給付が可能になります。社会保障については、低所得者に配慮しつつ、高所得者には給付を減らすといった真にセーフティネットを必要とする方を特定し、確実に給付する制度を構築することができるとのことです。

次に、制度上のセキュリティ対策ですが、具体的には利用できる範囲を法で規定し目的外利用を禁止しているほか、なりすましの防止のために本人確認手続を厳格に定めているところとす。また、個人のプライバシーと権利・利益の侵害の未然防止を目的とした特定個人情報保護評価の実施や、不正利用に対し罰則を強化するとともに、自己情報の利用状況を確認できるマイポータルが設置されるなど、個人情報の保護対策が施されています。



議案第40号 朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

災害防止がされていない河川について

須田義博議員 この条例の11条(1)の中にある河川改修等一定の災害防止がされていない河川が市内にあれば、その場所を教えて欲しい。

市民環境部長 河川改修等一定の災害防止がされていない市内の河川の区域ですが、河川を管理しています埼玉県朝霞県土整備事務所を確認したところ、新河岸川のJR武蔵野線との交差点から上流側300メートルまでの部分、それと越戸川の赤池橋から新河岸川の合流地点までの部分、計2か所と伺っています。

事前協議開始時を3年とした根拠について

神谷大輔議員 今、日本が迎えた高齢社会において、墓地は必要不可欠なものであるが、一方で、地域の方々が「まちづくり」の在り方などといった課題や問題があると考えています。そこで、自治体によっては、宗教活動が行われ

ている建物やその拠点が、10年以上の市内の主たる事務所として明記されていますが、本市については、第3条(3)に事前協議開始時に3年以上有するとした、この3年の根拠について伺います。

市民環境部長 墓地等の経営の許可等に関する条例第3条では、経営者の基準の一つとして、市内に登録された事務所を有する宗教法人が申請する場合には、制限がなかったものから、3年以上の期間を有するものに追加変更しています。国の基準による宗教法人の設立に係る申請から法人承認までの期間がおおむね3年程度かかること、また、近隣市においても同様に3年という期間を設けていることから、当該法人が地域に根づく期間として3年程度が必要と見込んだものです。



議案第41号 朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例

朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例について

田辺淳議員 今年4月に起こった健康増進センター「わくわくどーむ」での死亡事故の経緯と、その後の対応について具体的にお伺いします。4月から新たな指定管理者となった明治スポーツプラザが、当施設の運営を開始した矢先の事故です。

市はこれまでの事業者との比較を行って、指定管理者を選定したわけですが、事業計画の第一に挙げられている安全に関する方針「安全を第一に考える事業展開や、安全確保・事故を未然に防ぐための取り組み等をうたう事業者」とその選定者である市にも今回の事故の責任の一端はあるのではありませんか？

健康づくり部長 この委員会は、健康増進センターのリハビリプールで発生した事故について、中立公正な立場で調査、審議を行い、再発防止に向けた方策を提言するため、学識経験者、弁護士、医師の3人で組織するものです。具体的には、事故の原因、経過、発生状況および指定管理者の救護措置、事故における市および指定管理者の対応、事故の再発防止に関すること、そ

の他市長が必要と認めることを所掌事務としています。

その後の対応については、庁内でプロジェクトチームを設置し、経過、原因等の調査をしていますので、この結果を委員会に引き継ぐことを考えています。

また、監視室の中で監視する監視員の位置の変更をしました。介助が必要な障害者の方の利用の場合については、事故後、1対1での介助をお願いしています。

指定管理者への指導等についても、きめ細かく担当で現地を回り、指導する体制になっています。事故当時の監視体制は、本来5名の配置だったところを1名増員した6名でしたが、残念ながら事故が起きてしまい、このことについても、第三者委員会の中で検討がされ、事故再発防止に向けた提言がされるものと考えています。

※議案に対する質疑は、通告順です。



一般質問

市政に対する一般質問は、6月20日・23日・24日に16人の議員から73項目が行われました。ここでは、その中から一部を掲載しました。

質問議員（発言通告順）

遠藤 光博	駒牧 容子	岡崎 和広
福川 鷹子	船本 祐志	須田 義博
松下 昌代	大橋 正好	黒川 滋
本山 好子	小山 香	神谷 大輔
田辺 淳	山口 公悦	石川 啓子
斉藤 弘道		

総務関係

広報あさかの全戸配布について

船本祐志議員 広報あさかについては、長年町内会や自治会などが中心となって配布してきました。今年5月より市内の全戸にポストイングという方法で配布することが決定し既に5月・6月分の2回が配布されたところであります。そこでまず全戸配布事業に至った経緯について、配布業者の選定は、経費はどのくらいかかるのか、6万1500部の広報が市民に確実にわたっているのか、その検証は配布漏れはなど、この事業の概要についてお聞きします。

市長公室長 広報あさかについて

広報あさかについては、市民生活に関わりの深い行政情報を掲載していることから、全戸配布が必要と考え、平成24年11月に自治会連合会にお願いをしましたが、実現には至りませんでした。そのような中、他市で、町内会を脱退したことで広報紙が配布されなくなったことについて、埼玉弁護士会が、人権侵害と言わざるを得ないため、広報紙を全戸配布するようにと勧告を出しましたので、自治会連合会に、再度、依頼をしましたが、困難であるとの回答でした。そこで市内全戸に配布する方法を検討し、ポストイングにより配布することを決定しました。

配布業者の選定は、本年2

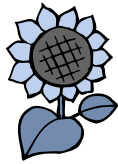
月に指名競争入札を実施し、株式会社宅配に決定しました。契約金額は、1部当たり17円90銭です。

5月号の配布状況ですが、4月26日から5日間で実施し、住民登録がない世帯の配布も合わせまして、配布総数は6万1500部です。

配布漏れについては、5月分48件、6月分18件の連絡をいただいています。

配布の検証については、配布予定部数および実配布部数、配布日が記入された報告書などにより行っています。

その他の質問項目 学校給食について①学校給食の概要について②センター式及び自校式の課題について



契約の改善について

田辺淳議員 市が契約した委託事業のうち、その事業者が働く労働賃金の把握をすべく労働環境把握調査が現在行われていますが、その対象43件の予定価格、最低制限価格と落札価格を比較すると、かな

りの割合で最低制限価格と落札価格が一致しています。そもそも、予定価格は実質上公表されていますが、最低制限価格の計算式は公表されていません。分かるはずのない数値がこれほど多く同じであることを、どのように評価されますか？

市長 最低制限価格については、人件費がほとんどですので、その人件費をまず確保したうえで、予定価格を決めています。その中で、ある一定の割合で最低制限価格を決めており、入札前に設計価格の公表、また入札後に予定価格と最低制限価格を公表していますので、よくよく研究をするとこういった最低制限価格が一致してしまうということもあると思います。人件費でするので、その辺の微妙な調整というのは非常に難しいところもあります。ある程度工夫ができれば、そのような結果にならないことも考えられることから、今後研究をしてみたいと考えています。

総務部長 最低制限価格の設定については、工事および製造の請負、また委託業務について、それぞれ基準を設けて対

教育環境関係

雨水を貯めて有効利用を

応をしています。最低制限価格と近い金額での請負額については、現在、入札結果を公表していることや、設計金額の事前公表などもあり、その参加業者が過去の実績に基づいて入札価格を算定し、応札した結果と考えています。

その他の質問項目 公的福祉と福祉ビジネスの違い／職員の超過勤務の実態／墓地開発／雨水抑制の現状



岡崎和広議員 雨水を資源と捉える「雨水利用推進法」が今国会で成立しました。同法の趣旨は、雨水を貴重な資源として有効利用する事を目的としています。各家庭でも、雨水を雨水貯留タンクに貯めて活用すれば水資源の有効利用につながるだけでなく、近年多発するゲリラ豪雨への対応にもなります。

朝霞市として、雨水貯留タンクの設置に補助金を出して



設置促進を図り、雨水を有効利用してはどうかでしょうか。
市長 雨水貯留タンクを設置して雨水を貯留し、庭木への散水や打ち水などに有効利用することについては、効果的な節水やヒートアイランド現象の緩和など、環境対策として有効なものと捉えています。

また、集中豪雨時における雨水流出の抑制効果など、防災・減災面としても有効であることから、幅広い効果が見込めるものと認識しています。

したがって、市民向けの雨水貯留タンクの補助制度について、来年度の実施に向け担当課に指示をしました。

その他の質問項目 本町・栄町方面に児童館の設置を／商店街の防犯カメラ設置／発達障がい支援／高齢者施策



学校教育について

福川鷹子議員 福島に自然の家があった時には、林間学校、スキー合宿で利用していました。先日、埼玉県に福島県の知事が来られ、学校行事でぜひ福島に足を運んでほしいと

の事でした。当市では過去に福島へ行っていった実績もあり、現在でも第十小学校は修学旅行で福島へ行っていきます。こういう時こそ福島に行き、福島への復興にわずかながらも協力すべきと思いますがいかがでしょうか。

教育長 昨年度修学旅行で小学校10校中9校が日光に行き、1校が福島に行っています。目的の地を日光から福島県の会津地方に変えた学校からは、会津は日光に劣らず歴史と伝統があり、豊かな自然が残り修学旅行にふさわしい場所であること、また、災害前は林間学校で会津を利用し、子どもたちにとっても親しみのある場所であるという理由から変更したと聞いています。

福島への修学旅行、林間学校については、校長研究協議会などで福島に行った学校の報告の機会を設け、メリットを含めた情報を共有し、各小・中学校へ今後の検討材料を提供していきたいと考えています。また、福島県知事からは実際に話を伺い、福島県の被害状況、被災者の生活、また、食品の安全・安心に向けた取り組み、観光業の再生等

についての話をいただきました。細かく安全性は確認されていること、風評の払拭などを含めて各学校にもしっかりと情報提供をしていきたいと思っています。

その他の質問項目 自治会加入促進について／選挙の投票率アップについて



動物愛護施策について

松下昌代議員 平成25年9月1日、改正動物愛護管理法が施行され、飼い主には終生飼養の責任があることを明確にしました。しかし、平成25年度犬は585頭、猫は1645頭が県内(さいたま市・川越市除く・暫定値)で殺処分されています。本市の犬猫殺処分ゼロへの取り組みについて、また県が推進している「地域猫活動」の啓発についての見解をお伺いします。保健所等に収容された迷い犬猫の情報を市ホームページ、ツイッタ

飼い方のマナーなどを掲載するとともに、狂犬病予防の集合注射や犬の正しい飼い方教室などの機会を捉えて、犬や猫の適正飼養について啓発したいと考えています。

地域猫活動については、野良猫による鳴き声や排せつ物による迷惑のほか、庭等を荒らすといった被害や、無責任な餌やり等の問題解決には、市民のモラルと理解が重要なことと考えています。市は、地域猫の対策について、広報あさかやホームページへ掲載するなどの啓発活動を引き続き行うとともに、今後も適正飼育について動物指導センター等の関係機関と連携して啓発活動に努めてまいりたいと考えています。

市ホームページの中でペットに関する情報として朝霞保健所のホームページにリンクしています。朝霞保健所のホームページでは、迷い犬のみの情報を掲載しており、市としては、リアルタイムで市民の皆様へ情報を提供できるツイッターやフェイスブックの活用について、朝霞保健所と連携を図りながら検討したいと考えています。

その他の質問項目 水道事業について／地域資源の発掘・支援／緑化施策について／地域コミュニティについて



教育長として朝霞の教育をどのように思い実施してゆきますか

大橋正好議員 教育理念にある『心豊かに』『生きる力』とは美しいものに素直に感動する心。知、徳、体のバランスの取れた力、確かな学力、そして健康な体力と聞いています。どれをとっても大切なことだと思います。

学校、家庭、地域の生活の中で身につけられる勉強について先生の指導が有ればと思えますがどうでしょうか。

教育長 教育をめぐる環境は非常に厳しい状況ですが、教育振興基本計画の基本理念「21世紀を心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進したいと考えています。

教育を推し進めるに当たり、

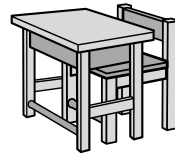
基本理念の「心豊かに」については、子供たちに美しいものに素直に感動する心、自分や他人のよさを知る心、違いを認め尊重する心、他人を思いやる心、命を尊重する心など、豊かな心を育み、そして豊かな心を持ちつつ、変化が厳しく、先行き不透明な現代社会を生き抜く力を身につけてほしいと願っています。

「生きる力」は、知・徳・体のバランスのとれた力のことであり、豊かな人間性と確かな学力、健康・体力の三つの力が合わさった力です。豊かな人間性とは、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心。確かな学力とは、知識や技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断し行動し、問題を解決する資質や能力。健康・体力とは、たくましく生きるための健康や体力のこと。こうした力をバランスよく身につけさせたいと考えています。

現代は知識基盤社会であり、変化に対応する能力が求められています。朝霞市の子供たちが一歩ずつ、基本理念にあ

る「心豊かに」「生きる力」を育むことができるように、さらなる工夫改善、充実発展を図ってまいります。

その他の質問項目 40人学級
全国学力テスト／通学路安全
対策／防犯ブザー／自転車の
安全対策／心肺蘇生法AED



特別養護老人ホームの前に墓地は公共の福祉に反するのではないか

小山香議員 市内で墓園計画があり、一つは特別養護老人ホームの正面、もう一つは認可保育園から100m以内の場所に設置予定だという。市の条例では、前記施設から100m以上の距離制限があるのに、市は焼骨の場合は、事務処理要領によって制限が無くなるという。しかし、これは解釈を誤っており、本来市長には墓地埋葬法で墓地経営許可について広範な裁量権を認められている。2件の墓園計画について、市長は公共の福祉の観点から許否を判断できるのではないか。

はなにか。
市長 墓地等経営許可等に関する条例等について、墓地、埋葬等に関する法律の第1条では、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」とあるので、これは許可条例だと思えます。条例があつて、その内容を詳しくしたものが規則、要領ですので、規定や規則、要領について尊重しないことはできません。

要領の中でも、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、次に定めるものでなくてはならないということがあります。私の裁量権も、この中で制限をされているわけで、当然そこに該当するものは認めざるを得ないと思えます。

その他の質問項目 自治基本条例／市長同意医療保護入院／国民年金未納／親子手帳／会議録作成／教育委員会



教育行政 武道教育の必修化の現状と今後

神谷大輔議員 我が国固有の文化であり、礼儀・礼節などを重んじる武道は、日本の伝統文化を伝えるうえで、今の日本教育に無くてはならない素晴らしいものです。武道は、ただ体を鍛えるためではなく、年長者を敬う教育、所作、礼法といった家庭ではなかなか教えられない「日本の誇りある文化」を伝えることが重要であります。日常生活に直結した態度に結びつく成果を伺い、これこそ大きな意義であり、武道教育から学んだことをいかに、日々の生活について生かすその結びつきが大切であると考えますが、見解を伺う。

学校教育部長 必修化に伴う武道教育の成果については、単に運動や体力向上だけでなく、礼に始まり礼に終わるといふように、心の教育や態度面といった徳育の部分においても大きな効果があります。

また、学校における規律ある態度の育成や挨拶運動、道徳との関連を図ることで、より実践的に身につくとともに、

建設関係

北朝霞駅・朝霞台駅ホームについて

駒牧容子議員 JR武蔵野線北朝霞駅のホームの安全対策について、一般質問で転落防止のためのホームドアの設置や転落防止柵の提案をして参りました。5月20日付の読売新聞に「JR武蔵野線の北朝霞駅で混雑緩和工事」の記事が掲載されておりましたが、北朝霞駅の改良工事の進捗状況とJRが施した安全対策について伺います。また、朝霞台駅についてはエレベーターやホームドアの設置、バリアフリー化の必要性が強まっている中、現在の状況と計画について伺います。

都市建設部長 北朝霞駅のホームについては、市では毎年武蔵野線旅客輸送改善対策協



議会を通じて、ホームからの転落防止対策を要望しています。JR東日本では、北朝霞駅ホームからの転落防止対策のための工事を本年1月から実施しています。具体的には、ホームを西浦和方面へ約40メートル延伸する工事で、ホームの延びたところに混み合う車両の停車位置をずらすことで、ホームにあふれる人をホームの基礎となる部分の工事が進められており、今後、舗装や屋根の設置等を実施し、本年12月中の供用開始を予定しています。

朝霞台駅へのエレベーターやホームドアの設置については、市では毎年、東武東上線改善対策協議会を通じて粘り強く要望しており、昨年4月には市長が東武鉄道に出向き、朝霞市単独での要望活動も実施したところです。東武鉄道の回答は、駅舎が本市の防火地域内にあることから、建物の一部のみの改修や改築ができないため、時期は未定であるものの、駅舎全体の建てかえ工事に合わせ、バリアフリー対策も含めて一体的に実施したいとのこと。

その他の質問項目 新しい緊急通報システムの提案／空き家条例／高次脳機能障がい・軽度外傷性脳損傷への支援



ゲリラ豪雨対策について

本山好子議員 6月に入り豪雨注意報が頻繁に発令されています。土砂災害、雨水対策は昨年のゲリラ豪雨を通してのようになっていますか。成果と本年の事前の備えの対策内容についてお尋ねします。

都市建設部長 道路冠水が発生しやすい地区において、平成25年度より雨水排水の緊急改善対策に着手し、今年度は溝沿3丁目の塩味クリニック周辺の対策完了を目指しています。

事前の対策として、市内のパトロールによる道路の側溝や雨水ますの清掃を実施するとともに、土木業者8社、造園業者4社と災害心急復旧工事に関する覚書を締結し、大雨による被害が発生した場合、

土のうの配布など早急に対応ができるように体制を整えています。

昨年度の市の豪雨に関する被害状況は、7月23日の集中豪雨、10月15日の台風26号の2回にわたり11か所で道路冠水が発生したという状況です。

その他の質問項目 防災対策高齢者の総合防災訓練について／交通安全対策 通学路の整備の進捗状況について



民生関係

障がい者就労支援 あさか福祉作業所について

遠藤光博議員 私は過去に2回同様の質問をしています。それは、作業所の定員が今年度、いっぱいになるのどう対応していくのですかというものです。

今後ただ単に定員を増やすだけではダメだと思います。ここは大きな流れを作るのが大事で、一般就労に向け

就労移行支援も視野に入れて欲しいと強く訴えます。

市として、社会福祉協議会として、明確な方向性を示して欲しいと重ねて強く訴えます。民間活用も含め、今後の対応について伺います。

福祉部長 社会福祉協議会が運営するあさか福祉作業所については、平成23年度に定員を19人から40人に拡大し、平成26年6月現在、定員の40人の方が利用されています。市内には同様の施設として、定員50人のはあとびあ多機能型施設、定員80人のあさか向陽園があり、それぞれ定員または定員に近い利用状況となっています。今後市内の施設の利用を希望される特別支援学校の卒業生などが増えていくことが予想されており、現状の定員では対応ができなくなることは十分に認識しています。現在、こうした状況を踏まえて、あさか福祉作業所のあり方について、社会福祉協議会と協議を進めています。具体的には、施設の広さなどから、現在の施設でこれ以上定員を増やすことは困難であるため、建物の建て替えや施設の運営、利用のあり方など、

全体的に見直すことで対応策を検討していきたいと考えています。

その他の質問項目 子どもへの認知症サポーター／住民主体の介護予防活動／地域包括支援センター／里親制度 他

難聴者などの補聴器購入への補助について

須田義博議員 声や音が聞こえない人のつらさやストレスは、理解できないと思います。そこで補聴器の購入を検討してみると、その値段に驚かされます。県の判定によって補助金も受けられるようですが、手続きに時間がかかるようです。もう少し短い時間で補助金が受けられる様に、朝霞市独自の購入費補助の拡大はできないのかお聞きします。

福祉部長 高齢の方を含めて難聴者の方が補聴器の給付を受けるためには、まず聴覚にかかわる身体障害者手帳の取得が必要となり、支給できる



補聴器の種類は県の判定において決定されています。このため、手帳取得後に補装具の給付申請を行い、補装具費の給付が決定した場合、定められた基準額の1割を自己負担していただき給付を受けることとなります。

本市では、県の補助事業を活用して独自に身体障害者手帳を取得できない軽・中程度の難聴の障害児に対する補聴器購入費の一部を補助する事業を平成24年8月より実施しています。

健康づくり部長 高齢者を対象とした障害者手帳未所持の方の補聴器の購入に対する助成について、現在、制度はありませんが、先進市の事例等を参考に今後検討してまいります。

その他の質問項目 内間木ノフトボール場観戦スペースの拡大／市内の車道と歩道の段差の解消について

障がい者福祉のサービス給付の開始と自己負担

黒川滋議員 40歳以上の障がい者福祉のサービス支給は、介護保険制度の上乗せとして

行われています。給付決定が早く、申請日の遡及が可能な介護保険に対し、障がい者福祉のサービス給付は、審査会の回数から決定に時間がかかり、遡及も使われず、その間の自己負担も大きくなります。法律では、申請日に遡及した給付は可能であり、その費用負担も国の事務要領では事後精算（償還払い）ではなく、直接精算も可能ですが、改善できないのでしょうか。

福祉部長 特例介護給付費等の支給については、国の事務処理要領によれば、原則、市から利用者への償還払いとなっています。しかし、利用者にとっては、一度費用を立替えなければならず、また、請求手続等の負担が生じることから、市から障害福祉サービス事業者へ直接支払いを行う代理受領方式とすることも可能ということが提示されています。今後、代理受領方式の導入等については検討してまいります。

その他の質問項目 電気自動車
の充電スタンドの有料化を
／在宅介護の推進／キャリア
教育と労働法教育

その他の質問項目 電気自動車
の充電スタンドの有料化を
／在宅介護の推進／キャリア
教育と労働法教育

その他の質問項目 電気自動車
の充電スタンドの有料化を
／在宅介護の推進／キャリア
教育と労働法教育

医療・介護制度の大改悪の影響から市民を守る朝霞にするために

山口公悦議員 社会保障の大改悪が、6月18日に多くの国民の反対を押し切り自民・公明だけで強行採決した。この制度で①要支援1・2で介護サービスを受け、8割の方が利用している「訪問介護」「通所介護」が廃止される。また、

②特別養護老人ホームの入所条件を原則「要介護3以上」にする。さらに③利用者負担を「二割負担」とする。そして④病床削減を促進し患者の追い出しを図っているが、必要な医療・介護を受けられない「医療難民」「介護難民」、制度そのものから排除された「漂流高齢者」をつくらない

ため市の対策をお答えください。
市長 今回の制度改正については、大きな改正となっていることから、少なからず市民の皆様

に影響があるわけですね。今回の制度改正の背景には、雇用基盤の変化、家族形態、地域基盤の変化など、現行の社会保障制度が前提としてきた社会に大きな変化が生じている

こと、また高齢化の進行により医療、介護など社会保障経費が増加を続けている中で、人口減少により支えている方々の負担が高まっていることから、持続可能な社会保障制度を確立するために現行制度の見直しは避けられないのではないかと思います。

私としても、一定以上の所得がある方とはいえ、市民の負担が増加することや、施設の利用について重度の方に制限することなど、心苦しい点もありますが、将来を見据え、社会保障制度を持続可能なものにする法案の趣旨については大枠として理解しています。この法改正に伴う市の取り組みについては、国のガイドラインが提示されていないので、現時点でははっきりしたことは申し上げられませんが、市が実施する事業については、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

その他の質問項目 新河岸川沿岸の整備／再生可能エネルギーでまちおこし／第三小区域の交通安全策と電柱の移設

その他の質問項目 新河岸川沿岸の整備／再生可能エネルギーでまちおこし／第三小区域の交通安全策と電柱の移設

その他の質問項目 新河岸川沿岸の整備／再生可能エネルギーでまちおこし／第三小区域の交通安全策と電柱の移設

その他の質問項目 新河岸川沿岸の整備／再生可能エネルギーでまちおこし／第三小区域の交通安全策と電柱の移設

プール事故での対応について

石川啓子議員 わくわくどむ内のプールで利用者の方が亡くなられたという事故がありました。

4月から施設の管理運営は(株)明治スポーツプラザに変更になり人件費は5年間で約1億円削減されることになりました。新たに採用された職員のうち事故のあった4月22日時点で新人研修修了者は、パート職員3人中0人、アルバイト職員19人中3人でした。新人研修さえも受けていない職員が毎日監視業務に当たっています。これで利用者の安全は守れるのでしょうか。

健康づくり部長 資格者の状況は、4月30日現在、社員ではメディック・ファーストエイドが8人、臨時職員は、日本赤十字社水上安全法救助員が4人、日本救急医療財団の救急救命士が1人、日本赤十字社救急法の取得者が3人、日本赤十字社救急法基礎講習を受けた者が2人、日本赤十字社普及員の者が1人、消防署上級救急講習を受けた者が1人、消防署普通救急講習を

こと、また高齢化の進行により医療、介護など社会保障経費が増加を続けている中で、人口減少により支えている方々の負担が高まっていることから、持続可能な社会保障制度を確立するために現行制度の見直しは避けられないのではないかと思います。

こと、また高齢化の進行により医療、介護など社会保障経費が増加を続けている中で、人口減少により支えている方々の負担が高まっていることから、持続可能な社会保障制度を確立するために現行制度の見直しは避けられないのではないかと思います。

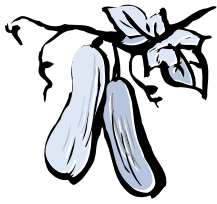




議員提出議案 3件を審議

受けた者が4人です。事故があったときの監視員6人のうち2人は明治スポーツプラザの正職員で、メディック・ファーストエイドの資格を持っています。アルバイト4人のうち2人は、前指定管理者からの継続勤務でした。他のアルバイト2人のうち1人は、監視員歴5年のキャリアがあり、監視業務、救急救命法について、研修は修了していました。もう1人については、監視業務の研修のみ修了しており、救急救命法などの研修はまだ受けていませんでしたが、消防署の普通救急講習は受けていました。

人件費の削減が実際に安全に直結しているかについては、人件費の積算の仕方が前回の指定管理者と異なり、比較できないところがありますが、人員の配置等で安全が不安にならないよう、人員の体制について、指導監督を強化してまいりたいと考えています。



これらは議員から提出された議案で、2件の議案を原案のとおり可決し、1件の議案を否決しました。

なお、可決した意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁に提出しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

軽度外傷性脳損傷に関する労災認定基準の改正と教育機関への啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」（略称MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」が損傷するなどして発症する病気です。2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、年間約1000万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。

この病気は、記憶力、理解力、注意力の低下を始め症状は複雑多岐にわたっています。

本人も家族も周囲も、この病気を知らず、気付かないため、職場や学校において理解されずに、誤解を生じ、悩み苦しむケースも多く、また、MRIなど画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多くあり、働けない場合には経済的に追い込まれることも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちのMTBI発症が懸念されます。

よって、朝霞市議会は政府に対し、下記の事項について強く要望します。

- 記
- 1 「軽度外傷性脳損傷」のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるように、労災認定基準を改正すること。
 - 2 文部科学省を通じ、「軽度外傷性脳損傷」について教育機関への啓発・周知を図ること。

原案可決（全会一致）

※この意見書の送付先
内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

我が国日本政府が、2014年1月20日に批准した国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、

きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

原案可決（全会一致）

※この意見書の送付先
衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣

集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書

集団的自衛権の行使について、歴代政府は、憲法第9条



に照らして「行使できない」としてきました。だからこそ政府は、アフガニスタン戦争（2001年）でも、イラク戦争（2003年）でも、自衛隊を派遣するための特別措置法において「武力行使はしない」「戦闘地域にはいかない」「ことを明記し、歯止めを設けてきました。

しかし、安倍首相は、憲法の文言はそのままに、一内閣の憲法解釈の変更によって、集団的自衛権の行使を認めようとしています。これは、戦後日本の根幹をなしてきた平和主義を覆すものであり、また立憲主義に反するものです。幅広く、深い国民的な議論による国民の意思を反映することなく、適正な手続きも取られないまま集団的自衛権の行使が容認されることを看過することはできません。

いま安倍首相が容認しようとしている集団的自衛権の行使には、地理的限定はなく、要件とされるものも結局、判断するのは時の政権であり、拡大解釈される恐れがあります。そのもつて実際に行使されてしまえば、アフガン戦争で後方支援のために派兵し多

くの犠牲者をだしたNATO諸国のように、海外で直接我が国が攻撃されていない戦争で日本の若者が殺される、殺すという事態が起きてしまいます。

よつて、朝霞市議会は、海外での戦争に参加することにつながる集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を行わないよう国に求めるものです。

否決（賛成少数）
※否決のため提出されず。



請願の審議結果

一不採択

「要支援者に対する介護保険サービスの継続」を求める意見書提出を求める請願書

（請願者）

医療生協さいたま 朝霞和光

支部
村田 とき子

「医療・介護総合法案」に反対する意見書を国に提出を求める請願

（請願者）

医療生協さいたま生活協同組合 朝霞和光支部
支部長 村田 とき子

一継続審査

川内原子力発電所の運転再開中止を求める意見書を国に提出することを求める請願

（請願者）

あさか・原発ゼロの会
代表 関谷 麻智子

一寄付行為の禁止について

議員の寄付行為は、公職選挙法の規定により禁止されています。

次のようなものが寄付禁止の対象になります。
・お中元やお歳暮
・暑中見舞いや年賀状などの時候のあいさつ状（答礼のための自筆によるものを除く）
・本人が出席しない結婚式の祝儀や葬式の香典
・まつりや親睦旅行への差し入れや寸志等



議会を傍聴することは、市民として市政を身近に知るための最もよい方法です。皆さんが選んだ議員がどのような活動、仕事をしているかななどを十分にご理解いただけると思います。

市議会定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。ぜひ傍聴にお出かけください。

問 議会事務局

☎463-0549

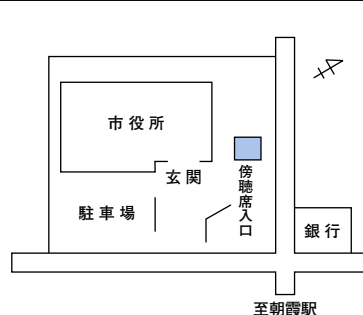
市議会を傍聴してみませんか



次回定例会の開会日は
8月28日(木)の予定です

※請願の提出は、8月21日(木)

午後5時までにお願ひします。



傍聴席の入口は、市役所庁舎玄関に向かって右方向にあります。